

NEWS LETTER

2011年4月号 (No.152)

東京都世田谷区用賀2-14-11-4F

落合会計事務所

TEL(03)5716-6528 FAX(03)5716-6529

http://www.ochiaikaikai.com/

震災に係る義援金に関する税務の取扱い

●未曾有の大地震

2011年3月11日に東日本を襲った地震に対し、国内外を問わず、たくさんの義援金が集まっています。

日本の税制では、こういった義援金に対し、経費算入や所得控除を認めています。ただし、どこを通じて義援金を支払ったかにより、一部しか経費に出来なかったり、所得控除の対象から外れる場合がありますので注意が必要です。



●法人が寄付を行った場合

寄付した義援金等が下記の①から⑤に該当するものであれば、支出額の全額が経費となります。それ以外のものには限度額があります。

- ①国、地方公共団体に対して寄附した義援金等
- ②日本赤十字社の「東北関東大震災義援金」について、新聞・放送等の報道機関に対して寄附をしたもので最終的に国、地方公共団体に拠出されるもの（会社→報道機関→日本赤十字社→地方公共団体となるもの）
- ③社会福祉法人中央共同募金会の「各県の被災者の生活再建のための基金」として寄附した義援金等
- ④社会福祉法人中央共同募金会の「地震災害におけるボランティア・NPO活動支援のための募金」として寄附した義援金等
- ⑤①～④以外の義援金等で、募金団体を通じて、国、地方公共団体に拠出されるのが明らかであるもの（募金要項などで確認が必要です。）

●経費となる限度額の求め方

①から⑤以外について法人の場合、次の式で経費として算入できる限度額が求められます。

$$(\text{所得基準額} + \text{資本基準額}) \times 1/2$$

$$\cdot \text{所得基準額} = \text{所得の金額} \times 2.5/100$$

$$\cdot \text{資本基準額}$$

$$= \text{資本金等の額} \times \text{当期の月数} / 12 \times 2.5/1000$$

●個人が寄付を行った場合

寄付した義援金等が、前述の①から⑤に該当するものであれば、寄付金控除の対象となり、平成23年分の確定申告で、所得の金額から控除できます。

寄付金控除の計算方法は以下の通りです。

$$\cdot \text{寄附金控除額} = (\text{その年中に支出した寄附金の額の合計額}) - 2 \text{千円}$$

(注) 寄附金の額の合計額は、総所得金額の40%が限度です。

●適用を受けるための必要書類

本来、寄付金を経費に算入したり、寄付金控除の適用を受けるためには、募金団体等が発行した「領収証」「預り証」などが必要となります。

また、義援金等の振込先が、義援金の受付専用口座（募金要項などで確認が必要です。）であれば、郵便振替の半券や銀行振込票の控えが「領収証」等の代わりとなります。

個人の場合は、平成23年分の確定申告でこれらを添付することにより、寄付金控除が受けられます。会社の場合は、これらの資料を保存しておく事が大切です。

●社員や得意先への災害見舞金

会社又は個人事業主が、災害により被害を受けた社員やその親族に災害見舞金を支給する場合は、一般的な金額であれば全額が福利厚生費として経費となります。

また、被害を受けた得意先に対し、会社が



災害見舞金や事業用資産の供与を行った場合は、全額が経費となります。（交際費や寄付金には該当しません。）

(佐藤 卓也)

※無料メルマガ「税理士が教えるとおきの税金情報」を始めました。ホームページより登録ができます。